

行政書士法人エベレスト・ 株式会社エベレストコンサルティング

製造業向が 行政書士による 各種支援策のご案内

設備投資を検討する際の各種公的補助金の活用や特定技能外国人材の採用、 在留資格申請手続き、経営力向上計画認定申請や経営革新計画承認申請など、 「製造業」向けの様々な支援策について「行政書士」が親身になってご相談を承ります



製造業向けに各種支援を行う当社の社会的使命

昨今、経済産業省や中小企業庁、各都道府県の産業振興課等では、中小企業や零細企業における「経営力」を向上させ、積極的な「設備投資」を促進させ、ひいては日本国及び地域経済を発展させるべく、様々な中小企業の経営支援策を提供しています。

ところが、その多くの支援策は、小規模事業者や零細企業にとって利用が難しいものであったり、申請手続きのハードルが高く、そもそも情報が公募期間内に、適切なところへ、適切な時期に周知されないままになっていることが少なくありません。

補助金制度等の公的支援策は、決して「情報を知っている一部の企業に対するバラマキ」や「申請のコツやノウハウを知っている企業だけのもの」(現実)にしてはならず、本来「主体的に経営革新や生産性向上に真摯に取り組む企業」を支援するもの(理想)でなくてはなりません。製造業向けに各種支援を行っている我々国家資格者(行政書士)は、この「補助金等公的支援策の理想と現実のギャップ」について、多くの「解決すべき課題がある」と捉えています。

そして2016年1月に、行政書士法人エベレスト及び株式会社エベレストコンサルティングは、「本来の目的に沿った補助金施策の適切な運用と補助金を活用した経営革新に取り組む零細企業・小規模事業者を支援すること」をモットーとして、サービス提供を開始しました。

製造業向けに特化した行政書士法人エベレスト、税理士法人エベレスト(認定経営革新等支援機関)、司法書士法人エベレスト、社会保険労務士法人エベレスト、株式会社エベレストコンサルティング(認定経営革新等支援機関)をグループに擁する【エベレストグループ】では、単なる補助金施策の活用提案に留まることなく、税務・労務・法務等多面的な観点から、多数の情報ネットワークを用いて、零細企業や小規模事業者、中小企業等が最大限に制裁向上や経営革新に取り組むことができるように、多面的な支援を提供してまいります。「生産性向上・経営革新」や「補助金活用」にお困りの際は、お気軽にご相談ください。

行政書士法人エベレスト代表社員 株式会社エベレストコンサルティング代表取締役

野村 篤司 (行政書士)



設備投資を検討する際の各種公的補助金の活用や特定技能外国人の採用、 在留資格申請手続き、経営革新計画承認申請等の申請手続きなら、 「行政書士法人エベレスト」へお気軽にご相談ください!

小規模事業者・零細企業の **支援実績多数** 全国対応 (オンライン相談に対応) 初回相談は **無料(O**円)!

補助金等公的支援策の活用や経営革新計画等の作成で、お悩みはございませんか?

補助金制度は多数存在しますが、それぞれ申請要件や審査項目が異なります。 採択されるためには、公募要領の正確な理解はもちろんの事、審査項目を意識した 申請書類の的確な作成が必要です。また、補助金制度は応募しても採択されな い場合や、仮に採択されても補助金事業の遂行状況や、書類の不備などによって 補助金が予定通り交付されない場合もある事に留意しなくてはなりません。



- ▶ 専門家へ気軽に相談したい
- ☑ どのような補助金や公的支援が得られるか知りたい

そんな方には行政と国民の橋渡し役を担う国家資格である行政書士の活用をおすすめします。経験豊富な行政書士が支援を行う行政書士法人エベレストでは、お客様に合った最適な補助金制度のご提案、及び経営革新計画等の立案を支援いたします。行政書士が提供するサービスだからこそ、補助事業計画の策定支援のみならず、応募申請書の作成を含めた支援が可能です。加点項目となる場合の各種認定申請もお任せください。

行政書士法人エベレスト&株式会社エベレストコンサルティング

6つの製造業者向け支援サービス

- ●公的補助金等申請支援サービス
- ②「経営革新計画」承認申請支援サービス
- ❸「経営力向上計画」認定支援サービス
- ④「事業継続力強化計画(BCP)」認定支援サービス
- 母製造業向け経営改善(生産性向上)支援サービス
- ⑤製造業向け特定技能外国人雇用支援サービス

●公的補助金等申請支援サービス



通称「ものづくり補助金」等の申請に関する支援(補助事業計画の策定支援等)を行います。設備投資に伴う公的補助金制度は、経済産業省所管の補助金制度をはじめとして、都道府県レベルで用意されるものなど、毎年多数用意されていますが、いずれも公募要領が頻繁に変更されたり、予算ごとで全く違う内容になったりと、情報を取得するだけでも困難なのが現状です。行政書士法人エベレストでは、これらの公的補助金の申請支援を行っておりますので、お気軽にご相談ください。

ニーズに合わせて選べる「3つの料金プラン」(※報酬体系の一例)

【ご注意】以下が原則となりますが、申請対象となる公募要領の内容や申請スケジュールの状況、申請類型といった個別の案件状況により、増加する場合があります。詳しくはお問合せ下さい(事前での書面見積りあり)。

類型	報酬プラン:採択時成功報酬型
着手金	税込16万5000円 ※往復交通費が生じた場合の実費は別途発生
成功報酬加算	応募申請時の補助金交付申請額×10~15%+消費税 (最低報酬 税込110万円)
付随申請	①経営力向上計画認定申請代行 ②経営革新計画承認申請代行 ※加点の場合あり ③事業継続力強化計画認定申請代行 ※加点の場合あり 各税込16万5000円 ※補助金申請との同時受任の場合の「特別割引価格」になっています。

●お客様の事業計画素案をヒアリングし、専門的な見地から助言・改善提案を行い、効果の高いと考えられる事業計画を策定できるように支援を致します。

②上記①で策定した事業計画に基づき、提出書類となる「事業計画書」の大枠を行政書士法人エベレストにて作成し、意思決定者の方と申請期日までの間に数回の打ち合わせを経て、提出書類としてのブラッシュアップを図ります。なお、採択されなかった場合の報酬は不要となります(成功報酬制)。

①本報酬プランの適用は、当社が事前審査に基づき、適用の可否を判断致します。事業計画や財務状況等によっては、受託できない場合があります。

②「採択発表」までが原則的なサービス提供の範囲であるため、採択発表後の交付申請以後の諸手続きは別途費用(原則交付申請支援税別20万円、完了実績報告時支援税別30万円等)が発生致します。補助事業実施期間中の実施支援があることで、適宜発生した課題について的確に対処ができることが期待できるため、採択後の支援についても可能な限りご依頼いただくように推奨しております。

③お客様都合で交付申請を辞退された場合も、採択時成功報酬は発生 致します。

④いずれも、契約締結「後」の着手となりますので、少なくとも「公募 〆切り35日前」にはご依頼をお願いいたします。締め切りまで35日を 切る場合は、受任をお断りさせて頂いたり、上記報酬プランではお引 き受けできない場合もございます。採択率を上げるためにも、早めの ご相談・ご依頼にご協力の程、宜しくお願いいたします。

例えば…「ものづくり補助金(通称)」とは?

国内外のニーズに対応したサービスやものづくりの新事業を創出するため、認定支援機関と連携して、革新的なサービス開発・ 試作品開発・生産プロセス改善を行う中小企業・小規模事業者の設備投資等を支援する補助金制度で国(経済産業省)が管轄しています。年度でとに、「公募要領」が定められるため、適用要件や補助率や上限の金額などには注意が必要です。なお、製造業だけに適用されると思われがちですが、サービス業であっても交付を受けることができますので、多くの事業者様が活用しやすい補助金制度となっています。

(例)「ものづくり補助金」申請支援サービスの流れ

1 初回無料相談(ヒアリング)

まずは初回面談(無料)を行い、お客様が検討する事業計画のヒアリングを行います。

2 受託可否診断 ▶ 見積り報告 ▶ 契約締結

次に、当方にて補助(公募要領)の要件に沿っているか、採択される見込みがあるかなどを総合的に審査し、**当法人にて受託の可否を検討**いたします。受託可能との判断であれば、当方が提供できるサービス内容及び提供期間をお伝えし、コンサルティング報酬等にご納得頂き、守秘義務契約及びコンサルティング(事務委任)契約を締結します。

3 詳細ヒアリング・資料収集

その後、お客様から詳しいヒアリングを行い、直近の決算資料などの「必要添付書類」をご案内・受領し、ものづくり補助金等の申請書及び補足資料の作成、提出準備を進めます。なお、事業継続力強化計画認定や経営革新等支援計画の承認等の加点項目に関する申請支援についても、行政書士法人エベレストにて適法に対応しております。

4 補助金申請書への捺印・申請書提出

最終的に、補助金申請書の提出(※オンライン申請の場合は送信)が完了し無事に受理された段階で、申請支援サービスが終了します。その後、「採択」がなされ次第、コンサルティング報酬(成功報酬部分)のご請求をさせて頂きます。

オプションサービス(無事に補助事業として採択された後の流れ)

- 5 採択結果発表(※採択された段階で成功報酬を請求)
- 6 採択者向け説明会への参加(※説明会がない場合もあります)
- 7 交付申請及び交付決定
- 8 補助事業計画として提出した「補助事業」の実施(<u>※進捗状況報告書の提出</u>)
- 9 「完了実績報告」の提出(※補助事業実施期間内厳守)
- 10 完了検査を経て、「補助金の額の確定通知書」発行後、補助金額の請求手続きへ

支援内容

特

記

事

項

②「経営革新計画」 承認申請支援サービス



「経営革新計画」とは?

中小企業新事業活動促進法に基づき、中小企業者が作成する、 新商品の開発や新たなサービス展開などの取り組みと具体的な 数値目標を含んだ3~5年のビジネスプランのことです。都道府県 等により「承認」を得ることができれば、補助金申請の際の加点措 置以外にも、特別貸付の適用(日本政策金融公庫の低利融資)や 販路開拓支援など様々な支援策につながる制度です。

「経営革新計画」承認申請支援サービスの料金

経営革新計画承認申請代行手数料(行政書士報酬)

税込33万円 (実費別途)

※但し「ものづくり補助金」申請支援サービスと同時にご依頼の際は特別料金となります。 ※都道府県によっては「評価委員会」がセッティングされ、プレゼン発表が必要な場合がございます。 その場合のプレゼン資料作成報酬は別途税込11万円が必要です(PowerPointにて作成)。

「経営革新計画」承認申請支援サービスの流れ

1 初回無料相談(ヒアリング)

まずは初回面談(無料)を行い、お客様が支援を希望する内容や経営課題等を確認します。

2 受託可否診断 ▶ 見積り報告 ▶ 契約締結

次に、当方が提供できるサービス内容及び提供期間をお伝えし、料金等にご納 得頂き、守秘義務契約及び事務委任契約を締結します。

3 詳細ヒアリング・資料収集・申請書等の作成

その後、お客様から詳しいヒアリング及び直近決算書等の必要資料を受領し、申請書等作成を進めます。申請書等官公署に提出する書類の作成を業として 行うことは、行政書士の独占業務となっているため、行政書士法人エベレスト にて業務を遂行致します。

提出先(都道府県等窓口)への提出・経営革新計画の内容聴取 への同行

原則として、経営革新計画の承認申請時に、管轄の担当者より、経営革新計画の承認申請に係る聴取が入ります。同行を希望されるお客様には、<mark>担当行政書士が同行</mark>いたします。

5 承認通知書の受領・申請書控え納品及びご請求

最終的に、経営革新計画の承認が得られた段階で、支援サービスが終了し、行政書士報酬を請求させて頂きます。経営革新計画の承認を得たあとの継続的な「計画実行支援」を希望の場合は、別途経営顧問契約が必要になります。

❸「経営力向上計画」 認定支援サービス



「経営力向上計画」とは?

平成28年7月に施行された「中小企業等経営強化法」に基づく支援において策定する経営計画で、人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資等により、事業者の生産性を向上させるための計画です。事業分野ごとに提出先が異なっております。また専用システムにより申請書が作成しやすくなりました。

●申請書類は実質3枚

①企業の概要、②現状認識、③経営力向上の目標及び経営力向上による経営の向上の程度を示す指標、④経営力向上の内容など簡単な計画等を策定することにより、認定を受けることができます。

❸法人税の優遇措置あり※

経営力向上計画認定を受けた場合、青色申告書を提出する①中小企業者等が、② 指定期間内に、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき ③一定の設備を新規取得等して④指定事業の用に供した場合、即時償却又は取得価額の10%(資本金3000万円超1億円以下の法人は7%)の税額控除を選択適用することができます。

2計画策定をサポート

認定経営革新等支援機関(商工会議所・ 商工会・中央会や士業、地域金融機関 等)に経営力向上計画策定の支援を受 けることができます。また、ローカルベン チマークなどの経営診断ツールにより、 計画策定ができるようにしています。

4その他の金融支援もご用意

経営力向上計画認定を受けた場合、日本政策金融公庫の低利融資、民間金融機関の融資に対する信用保証、債務保証等の資金調達に関する支援を受けることができます。

※固定資産税が3年間2分の1になる優遇措置については令和5年3月末までの取得分をもって終了数 しました。「先端設備等導入計画認定申請」などに おける税制措置の適用については、顧問税理士又 は管轄の税務署へご相談ください。

「経営力向上計画」認定支援サービスの料金

経営力向上計画認定申請手数料(行政書士報酬)

税込22万円 (実費別途)

※但し「ものづくり補助金」等申請支援サービスと同時依頼 の際は特別料金となります。

「経営力向上計画」認定支援サービスの流れ

1 初回無料相談(ヒアリング)

まずは初回面談(無料)を行い、お客様が支援を希望する内容や経営課題等を確認します。

2 受託可否診断 ▶ 見積り報告 ▶ 契約締結

次に、当方が提供できるサービス内容及び提供期間をお伝えし、料金等にご納 得頂き、守秘義務契約及び事務委任契約を締結します。

3 詳細ヒアリング・資料収集・申請書等の作成

その後、お客様から詳しいヒアリング及び直近決算書等の必要資料を受領し、申請書等作成を進めます。申請書等官公署に提出する書類の作成を業として行うことは、行政書士の独占業務となっているため、行政書士法人エベレストにて業務を遂行致します。

4 認定通知書の受領・申請書控え納品及びご請求

最終的に、経営力向上計画の認定が完了した(認定通知書が到着した)段階で、支援が終了し、報酬のご請求をさせて頂きます。なお、税務申告手続き及び税務的なご相談につきましては、お客様の顧問税理士にてご対応をお願いします。 ※継続的な支援を希望の場合は、別途経営顧問契約が必要になります。

④「事業継続力強化計画 (BCP)」認定支援サービス



「事業継続力強化計画」とは?

「事業継続力強化計画」の認定制度とは、中小企業が策定した防災・減災の事前対策に関する計画を経済産業大臣が認定する制度です。認定を受けた中小企業は、税制措置や金融支援、補助金の加点などの支援策が受けられます。計画に記載する項目の事例は以下の通りです。

- ●ハザードマップ等を活用した自然災害リスクの確認方法
- ②安否確認や避難の実施方法など、発災時の初動対応の手順
- ❸人員確保、建物・設備の保護、資金繰り対策、情報保護に向けた具体的な事前対策
- ◆訓練の実施や計画の見直しなど、事業継続力強化の実行性を確保する ための取組等

「事業継続力強化計画認定申請」支援サービスの料金

事業継続力強化計画認定申請代行手数料(行政書士報酬)

税込22万円 (実費別途)

※但し「ものづくり補助金」等申請支援サービスと同時依頼の際は特別料金となります。

「事業継続力強化計画(BCP)」認定支援サービスの流れ

1 初回無料相談(ヒアリング)

まずは初回面談(無料)を行い、お客様が備えておきたい事業継続上の課題を確認します。

2 受託可否診断 ▶ 見積り報告 ▶ 契約締結

次に、当方が提供できるサービス内容及び提供期間をお伝えし、料金等にご納得頂き、守秘義務契約及び事務委任契約を締結します。

3 詳細ヒアリング・資料収集・申請書等の作成

その後、お客様から詳しい事業継続力強化計画に関するヒアリング及び現在の損害保険契約の証券写し等を受領し、計画策定を進めます。 申請書等官公署に提出する書類の作成を業として行うことは、行政書士の独占業務となっているため、行政書士法人エベレストにて業務を遂行致します。

4 提出先(管轄の経済産業局窓口)への提出代行

事業継続力強化計画の申請を代行いたします。

5 認定通知書の受領・申請書控え納品及びご請求

最終的に、事業継続力強化計画の認定が得られた段階で、事業継続力強化計画の認定申請支援サービスが終了し、行政書士報酬を請求させて頂きます。なお、事業継続力強化計画の認定を得たあとの継続的な「計画実行支援」を希望の場合は、別途経営顧問契約が必要になります。また、想定されるリスクにおいて、経済的な「損害補填」が少ないと考えられる場合は、提携の損害保険代理店(別企業)にて、損害保険契約の全体的な見直しを提案させて頂きます。



日本の基幹産業として、長らく日本の経済を力強く支えてきた製造(ものづくり)業界においては、昨今の原材料価格や輸送コスト、設備を動かすためのエネルギー価格の高騰により、利益率低下の危機に着面しており、今もまさに「生産性向上」が急務となっています。当該経営改善(生産性向上)支援サービスでは、お客様の個々における財務状況や経営課題の現状把握及び共有からスタートし、お客様のご希望や組織体制に沿った、オーダーメイドの支援メニューを提案させて頂きます。

経営コンサルティング報酬 (株式会社エベレストコンサルティング/認定経営革新等支援機関)

財務状況の分析及び経営課題の現状把握・共有

税込33万円 (実費別途)

※具体的な支援策は、個々のお客様のご要望に合わせて、オーダーメイドで設計致します。

製造業向け経営改善(生産性向上)支援サービスの流れ

1 初回無料相談(ヒアリング)

まずは初回面談(無料)を行い、お客様の事業内容の把握や財務状況の確認などをさせて頂き、当社の提供するサービス内容をご説明させて頂きます。

2 財務状況の分析及び経営課題の現状把握・共有

多くの企業において、まず「現状分析」が必要となります。具体的には、 経済産業省が提供している「ローカルベンチマーク」等を用いた財務状況の分析及び経営課題の棚卸しをさせて頂きます。この結果を基に再度経営陣と協議を行い、具体的な支援メニューを提案させて頂きます (提案可能になるまで原則計3回の打ち合わせが必要となります)。

3 オーダーメイドの経営改善(生産性向上)支援策の提供開始

個々の企業によって優先度の高い経営課題は様々です。お客様のご予算やご要望に従って、無理・無駄のない支援を提供させて頂くように心掛けております。例えば、「事業承継(後継者不足対策や競争力強化対策など)」が経営課題になる場合は、M&Aに関する仲介やそれを前提とした財務状況の改善なども支援が可能です。まずはお気軽にご相談ください。



外国人雇用には在留資格制度の知識・ ノウハウが必要不可欠

昨今、製造業界における人手不足は深刻な状況が続いており、また少子高齢社会を背景として生産年齢人口は減少の一途を辿っています。このような背景を受けて、2019年4月に「特定技能制度」が開始し、「外国籍」の人材を製造業の現場において採用しやすくなりました。「日本の労働市場の開国」とも呼ばれ、大きな方針転換がなされ、人手不足から脱却するチャンスが到来しています。しかしながら特定技能制度自体が複雑な規定と運用になっており、法令を遵守し、適正な雇用体制を構築・実現するには、日本の在留資格制度に精通した申請取次行政書士の関与が不可欠になりつつあります。

行政書士報酬

申請取次行政書士報酬 (特定技能]名)

税込16万5000円~

詳しくはお尋ねください。

登録支援機関としての 支援委託報酬

税込2万2000円~/月額・1名あたり ※2名以降は減額措置があるため、多ければ多いほど 1名当たりの支援単価は下がります。 ※更新時の申請取次報酬や、初回受け入れ時の生活 オリエンテーション費用などは別途発生となります。

無料で求人情報の 掲載が可能です!

製造業向け特定技能外国人雇用支援サービスの流れ

1 初回無料相談(ヒアリング)

まずは初回面談(無料)を行い、お客様の業種把握や特定技能外国人の採用可否や高度外国人材の雇用方法などをご案内させて頂きます。

22 【採用予定者が不在の場合】 就業規則等の規定整備や求人票(労働条件)の用意

外国人材の受け入れには、法令遵守が重要となりますので、まずはそれらの整備状況を確認しつつ、不備が認められる場合は、社会保険労務士の協力も得ながら改善を図ります。また、日本人採用と同様に求人票を作成頂きます。在留資格制度上の問題が見受けられる場合も多いため、行政書士による助言・改善提案をさせて頂きます。

3 【特定技能1号で受入れの場合】 登録支援機関として委託契約を締結

2019年4月に開始した「特定技能制度」による「特定技能1号」の在留資格で外国籍労働者を採用するに至った場合は、自社で「1号特定技能外国人支援計画の適正実施」が可能な場合を除き、「登録支援機関」(行政書士法人エベレスト)への委託の必要性が生じて来ます(なお、特定技能1号以外の在留資格での採用の場合は、当該委託契約は不要です)。

管轄の地方出入国在留管理局へ在留資格手続きを実施 (行政書士にて申請取次)

採用予定の外国籍労働者との雇用契約締結が終わったら、在留資格を 取得するための必要書類の準備や「協議会」への加入手続きなどを進め ます。ここが非常に煩雑で書類も多いため、ご要望に応じて「申請取次行 政書士」にて代行致します。

5 (在留資格が得られ次第)雇用開始!

無事に在留資格が得られたら、いよいよ雇用開始となります。在留資格には期限があるため、申請取次行政書士にて在留資格期限更新許可申請や登録支援機関としての支援を提供致します。

外国人人材に特化した求人情報サイト エイルスト キャリア

企業登録(登録料は0円)をすると求人情報を無料で掲載*することができます。さらに、採用した外国人の雇用管理に役立つシステム「ビザレコ®」(基本利用プラン)も無料でご利用いただけます。また、士業系コンサルティングファーム「エベレストグループ」に所属の行政書士、社会保険労務士もしくは登録の外国人就労アドバイザーが、外国人人材採用前後における体制整備、行政手続き、在留資格の取得手続きなど外国人人材の採用に経験がなく不安をお持ちの採用ご担当者様も安心いただけるサービスを提供しております。

※求人情報の公開には内容審査がございます。



サイト入力画面の一例

エベレストキャリア™ 求人掲載の流れ

STEP 1

企業登録フォーム より登録

STEP2

ログインID・ パスワードの付与 STEP3

お客様にて 「マイページ」にログイン STEP4

求人情報 掲載ページに入力

STEP5

当社にて掲載情報の 確認後公開→掲載完了

掲載無料

- ●当社の支援なしでも自由に求人情報の掲載が可能です
- ●掲載件数は1社5件まで、掲載期間は最大6か月・更新可能



サイト入力画面の一例



会社概要

運営会社名	①行政書士法人エベレスト(補助金シェルパ事業部) ②株式会社エベレストコンサルティング(ものづくり補助金等支援事業部)
事業内容	①「ものづくり補助金」「事業再構築補助金」等の「設備投資系公的補助金」活用支援 ②「経営力向上計画」「事業継続力強化計画」の認定申請支援 ③「経営革新計画」承認申請支援事業 ④特定技能外国人材の雇用支援(登録支援機関)事業
I D 番 号	第105623003112号(株式会社エベレストコンサルティング) (認定経営革新等支援機関認定日:令和1年6月28日)
代表者	野村 篤司(行政書士) 日本行政書士会連合会・愛知県行政書士会所属
拠点	【名古屋】〒461-0004 愛知県名古屋市東区葵三丁目22番8号 ニューザックビル7階 【大 阪】〒530-0036 大阪市北区与力町1番5号 与力町パークビル4階
設 立 日	2014年7月4日(行政書士法人エベレスト) 2015年5月29日(株式会社エベレストコンサルティング)
資 本 金	金8,000,000円(株式会社エベレストコンサルティング)
エベレストグループ ス タ ッ フ 総 数	24名(2022年12月1日現在) ※内資格者=行政書士3名、税理士3名、公認会計士1名、司法書士4名、社会保険労務士2名、宅地建物取引士2名 (パートタイマー・時短勤務従業員を含む)
グループ関連企業	株式会社エベレストコンサルティング 行政書士法人エベレスト・行政書士事務所エベレスト大阪 税理士法人エベレスト 司法書士法人エベレスト・司法書士事務所エベレスト大阪 社会保険労務士法人エベレスト

お問合せ・ご相談はお気軽に

行政書士法人エベレスト(補助金シェルパ事業部) (株)エベレストコンサルティング(ものづくり補助金等支援事業部)







LINE無料相談 @gs_everest 2014



